

機能強化加算に係る揭示

当院は「かかりつけ医」として以下の取組みを行っています

- ・ 受診している他の医療機関や処方されているお薬を伺い、必要なお薬の管理を行います。
- ・ 健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じています。
- ・ 保健・福祉サービスに関する相談に応じています。
- ・ 夜間・休日の問い合わせへの対応を行っています。
- ・ 必要に応じて専門医又は専門医療機関への紹介を行っています。

※厚生労働省や都道府県のホームページにある「医療機能情報提供制度」のページで、かかりつけ医機能を有する医療機関等の地域の医療機関が検索できます。